

# EUの制度①(欧州委員会より)

※ European Commission…欧州委員会。EUの執行機関。加盟国の合意に基づき欧州議会の承認を受けた委員で構成。24の総局があり、政策、法案を提案、EU諸規則の適用を監督、理事会決定等を執行する。健康食品の担当は保健・消費者保護総局が担当。

## 【「食品の栄養強調表示及び健康強調表示に関する欧州議会及び欧州理事会規則案」(2003/7/16 欧州委員会提案)についての論点】

- 当初、健康強調表示は規制案の対象として考えていなかったが、業界の要望と違法な実態に鑑み、対象に加えた。
- 現在、規則案は、欧州議会では第1読会に入っており、理事会では専門家会合が8回開かれ、かなり議論が煮詰まっている状況。
- その中で、消費者と業界が対立している争点は、第4条（栄養プロファイルの原則、特定の食品及びアルコールについて表示の禁止）及び第11条（暗示的な表現の禁止）の2つに絞られてきている。

4条については、食品のプラス面だけでなく、マイナスの要素も合わせて正しく情報提供すべきと考えている。例えば、子供向けのシリアルに砂糖が多く入っているながら健康強調表示を行うのはバランスを欠き不適切と考えているが、業界は科学的根拠があれば健康強調表示は認められるべきと反対している。

11条については、心理的な機能は影響する要素が多くあり、また、痩身については既に禁止されている国があり、医師の助言については単にロゴを使うなどと言っているのみであるが、この規定は今後修正となる公算が大きい。

## 「食品の栄養強調表示及び健康強調表示に関する欧州議会及び欧州理事会規則案」(2003/7/16欧州委員会提案)

### 《第4条》

1.この規則の採択から18ヶ月以内に、欧州委員会は、第23条(2)で定める手続きに従って、食品あるいは特定の食品分類に栄養・健康強調表示をつけるために顧慮しなければならない特定の栄養プロファイルを規定する。栄養プロファイルは、特に、食品中の以下の栄養素の量として規定する。

- (a) 脂肪・飽和脂肪酸・トランス型脂肪酸
- (b) 糖質
- (c) 塩・ナトリウム

栄養プロファイルは、食習慣や栄養、それらと健康との関係、特に慢性疾患に栄養学的・生理学的効果を有する栄養素・その他の物質の役割に関する科学的知識に基づいたものでなければならない。栄養プロファイルの設定において、欧州委員会は食品安全機関の助言を求め、関係各方面、特に食品事業の経営者および消費者団体との協議を行う。関連の科学的進歩を考慮するための免除や更新は、第23条(2)に定めた手続きに従って採択する。

2.本条第1項の免除規定として、脂肪・飽和脂肪酸・トランス型脂肪酸・糖質・塩(ナトリウム)の量の低減を謳う栄養強調表示は、この規則に定める条件に準拠していれば、使用を許される。

3.アルコールを体積で1.2%以上含む飲料は、

- (a)健康強調表示をしてはならない。
- (b)アルコールあるいはカロリーの低減をうたう以外の栄養強調表示をしてはならない。

4.本条第3項で定めた以外の食品あるいは食品分類で、栄養・健康強調表示が制限・禁止されるべきものは、第23条(2)に定めた手続に従って、科学的実証に照らして決定することができる。

### 《第11条》

1.以下のような暗示的な強調表示は許されない。

- (a)全般的な健康及び生活改善に関する、栄養素又は食品の一般的な不特定の有益性をうたった強調表示
- (b)心理的・行動的な機能をうたった強調表示
- (c)指令96/8/ECの規定を損なうことなく、痩せる・体重管理をうたう表示、摂取により減少する体重量やその割合をうたう表示、空腹感の低減及び満腹感の増進をうたう表示、食事からのカロリー摂取量を減らすことをうたう表示
- (d)医師その他の医療従事者、専門家団体の助言について言及する表示、慈善事業に言及する表示、その食品を摂取しないと健康に影響が出る可能性を示唆する表示

2.(略)

## EUの制度②(欧州委員会より)

- 疾病リスク低減強調表示を認めることを提案しており、議会及び理事会もその方向。よく知られたカルシウムと骨粗鬆症の関係のような表示は、迅速に許可される見込みである。
- 今後のスケジュールとしては、欧州議会の選挙準備やEU拡大に伴う新加盟国の参加等もあり、この案がどのような内容でいつ成立し、いつ発効するのか予測できない。

### 【科学的根拠をどの程度まで求めるか】

- 許可に必要な科学的根拠のレベルをどう設定するかについてはEFSA（欧州食品安全委員会）の役割であり、保健・消費者保護総局（DG Sanco）としては関知しない。また、評価のメンバー・手続も規制が成立していない段階では何も決まっていない。
- 第12条のポジティブリストにおける「一般に認められた科学的データに基づき平均的消費者に十分理解される、・・・栄養素あるいはその他の物質の役割を表示した健康強調表示」については、加盟国が作成することとなるが、この「一般に認められた」とは、“栄養学の教科書レベルで認められた”、との意味である。
- アメリカの限定的強調表示のような有効性のレベルに基づく段階的な表示制度を作成する予定はない。（担当官の見解では、ディスクレーマー（付隨する否定的表示）は一種の免責条項であり、そのような言葉を付すことは強調表示自体の意味を無くすのではないか、とのこと。）

### 【EUの「フードサプリメントに関する理事会指令(2002/46)」について】

- 現行のビタミン、ミネラル関係の表については変更の予定はない。現在作成されていないビタミン、ミネラル以外の成分については、1年半ぐらいでリストを作成する予定。

### 【健康被害に関する情報について】

- データは持っていない。

## EUの制度③(beucより)

※ beuc…欧洲消費者同盟(英語名European Consumer's Organization)。EU加盟国ほか25カ国における35の国内消費者団体からなり、消費者の利益に資するよう、EUの政策に影響を与えることを任務とする。消費者への啓蒙活動などは行っていない。

### 【健康強調表示の現行制度の評価】

- 現行の制度は不十分であり、市場には曖昧で意味の無い不適切な強調表示が多い。beucの目指すことは、強調表示に焦点を当てたルールを作ることにより、①健康強調表示や栄養強調表示を制限し、②当該強調表示の価値を高めることである。

### 【欧洲委員会の栄養強調表示・健康強調表示に関する規則案(2003/7/16)の評価】

- 欧州委員会の案は、beucの意見に極めて近い内容となっており歓迎している。この案は、①どのような表示でも誤解を与えてはいけない、②科学的根拠があっても、バランスのとれた食生活の観点からは健康強調表示を行うことが不適切な食品があるというアプローチに立っており、特に、第4条（栄養プロファイルの原則、特定の食品及びアルコールについて表示の禁止）及び第11条（暗示的な表現の禁止）は、大変評価している。
- しかし、これらの規定については、①科学的根拠があるにもかかわらず表示が禁止されるのは不適当、②第4条手続（各國政府と欧洲委員会のメンバーのみで決定）が欧洲議会をバイパスしている、といった厳しい批判がある。

表示が不適切な食品の例:子供向けシリアルに、健康強調表示がなされている一方で、このシリアルには砂糖が多く入っており、子供が朝食べるのにふさわしくない。全体としてバランスを欠いている。

## EUの制度④(beucより)

### 【科学的根拠をどの程度まで求めるか】

- 現段階で言及することは難しいが、挙証責任は製造者、販売者に求めるべきである。なお、個人的には、権威ある文献でないとダメとまでは言えないであろう。（peer reviewの考え方）

ただし、いかに科学的根拠があっても、「正しい」ことは表示の十分条件ではない。（不利な表示も含めて全て表示すること。（栄養プロファイルの原則））

また、アルコールのような過剰摂取が懸念される場合もダメである。

### 【EUの「フードサプリメントに関する理事会指令(2002/46)」の評価】

- 情報が少なすぎるため、現段階で言及することは難しい。

### 【健康被害に関する情報について】

- 情報は持っていない。

### 【その他】

- 今回の規制案は、業界にとっても長い目で見てメリットがあると思う。
- 消費者の自己責任の考え方を否定しないが、「情報によって行動は影響される」という点を強調したい。強調表示は、特に、今、非常に不適切な状況にあるので、もう一度、その価値を高めることが必要と考える。なお、消費者の行動原理を一番よく分かっているのは、我々よりも、むしろ、業界のマーケティング部門である。